

都市計画法第34条第7号許可基準の策定について

■改正の概要

開発許可制度運用指針の改正により、法第34条第7号において、市街化調整区域内の既存工場の敷地拡張についても既存敷地と同面積以下について許可可能となったため、許可基準の策定を行う。

これまでの密接な関連を持つ別工場に加え、既存工場の拡張も法第34条第7号での許可の対象となり、これにより、従前敷地の等倍までの拡張は開発審査会の付議（提案基準10）を経ず許可が可能となる。

■施行予定日

令和7年4月1日